

# 第1回 船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会

## 一 次 第 一

日時:令和2年7月8日(水)

午前10時00分から

場所:金杉台中学校 3階 視聴覚室

1. 会長、副会長選出

2. 本統合準備会について

資料1、資料2

3. 検討事項

(1)統合までの間の入学等対応策案について

資料3

(2)進学先に関するアンケートの実施について

資料4

(3)各学校、学校間での検討事項について

資料2

(4)その他

# 船橋市立金杉台中学校の統合方針

## 【統合に向けた方針の策定にあたって】

### 1. 学校教育を行う上での基本的な考え方

義務教育段階である小・中学校においては、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨することを通じて、一人一人の思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けることが重要であり、そうした教育を行うためには、一定の規模の児童生徒数が確保されていることが望ましい。

### 2. 小規模化に伴う課題

#### 集団生活上の問題

- ・クラス替えができないことで、人間関係が固定化される傾向や、新たな人間関係による社会性が育ちにくくなる。また、いじめ等の人間関係上の問題が解消されにくい。

#### 教育活動・学習指導上の問題

- ・学習指導面では、同一教科を担当する教員が複数人在籍しない場合など、教員間での情報共有・工夫等による授業改善が図りにくい。
- ・中学校は教科担任制であるが、教員数は学級数により決定されるため、小規模校では、当該教科の免許を所有している教員の配置が困難な場合がある。

#### 学校運営上の問題

- ・学校規模の大小に関わらない校務分掌があるために、一人の教員の負担が過大となり、学級経営、教科経営、さらに指導面にも支障が生じる可能性がある。

### 3. 金杉台中学校の現状と今後の見込み

- ・金杉台中学校は1学年1学級の状況が続き、生徒数もさらに減少が見込まれる。
- ・「船橋市立小・中学校の学校規模・学校配置に関する基本方針（平成17年策定、平成29年一部改訂）」に基づき、通学区域の変更・弾力化、統合等も視野に入れ、望ましい対応策の検討を平成29年度から開始した。

#### 4. 検討経緯

- ・地域説明会の開催、地域の自治会連合会との意見交換会を実施したほか、保護者アンケートを2回行った。
- ・2回のアンケートの結果からは、金杉台中学校は1学年1学級の状況が続き、生徒数の増加はみられないこと、通学区域の見直しを行っても金杉台中学校の生徒数の増加を図れないことがわかった。
- ・これから中学校に進む小学校の保護者の68%から「統合したほうが良い」との回答があった。

#### 5. 教育委員会の判断

- ・小規模化の課題を解消し、子供たちの教育環境の向上を図るためには御滝中学校との統合が望ましいと考える。

#### 6. 保護者や地域の声

- ・金杉台中学校は少人数制の良さがある。
- ・御滝中学校に統合し、増える生徒の受け入れができるのか、御滝中学校における不登校やいじめへの不安がある。
- ・御滝中学校への統合により、教員の目が届かなくなること、発達障害など特別な支援が必要な生徒は御滝中学校では不安であるとの意見もあった。
- ・学校がなくなると跡地はどうなるのか。など

⇒基本的な考え方をふまえ、統合に向けた3つの方針を策定する。

## 【統合に向けた方針 その1】

教育環境の向上と生徒一人一人へのきめ細かな対応に努める。

### 1. 金杉台中学校の武道室、体育館、運動場を活用する。

- ・主に部活動での活用を図り、御滝中学校の運動部の活動場所を拡大する。(現状、体育館を複数の部活動で使用するため、体育館での活動日に制約がある)
- ・部活動指導員の配置を検討することで、更に柔軟な活動が期待できる。

### 2. アンケートの実施や相談体制を整える。

- ・統合に伴い学校環境が変化する金杉台中学校の生徒を対象にアンケートを実施し、統合前後の不安や心配事を把握し、必要な支援をする。
- ・統合時には、生徒や保護者の事情や意向に沿って、御滝中学校以外の中学校への転校（通学指定校変更）の相談に応じる。
- ・必要に応じて統合年度のスクールカウンセラーの配置日数の増加や少人数指導の充実等を検討する。

### 3. 不登校生徒の支援の充実に向けた拠点候補地の一つとして、金杉台中学校の教室活用の可能性を検討する。

- ・「船橋の教育2020（船橋市教育振興基本計画）」で、不登校生徒の支援は喫緊の課題、支援の充実を図ると明記している。

## ※跡地活用の検討（市長部局と協議）

- ・一時避難場所としての機能は継続する。
- ・教育機関としての施設活用を図るほか、地域の活性化にもつながるような施設活用を検討する。

## 【統合に向けた方針 その2】

「(仮) 金杉台中学校統合準備会」を設置し、統合に向けた諸課題を整理する。

### 【(仮) 金杉台中学校統合準備会】

- ・ 構成員（案）  
教育委員会、主な関係校（金杉台中学校・御滝中学校・金杉台小学校）の教職員・保護者代表
- ・ 整理項目（案）  
統合までの間に入学する生徒の移行方法、部活動、制服、学用品、学校行事等

## 【統合に向けた方針 その3】

統合の時期は、令和5年4月とする。（3年後）

- ・ 生徒増加に伴う給食調理器具の更新等施設整備
- ・ 統合による学区の見直し（学区審議会、地域説明会等）、条例・規則の改正
- ・ (仮) 金杉台中学校統合準備会による諸課題の整理 など

## 船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会設置要綱

(設置の目的)

第1条 金杉台中学校と御滝中学校との統合を円滑に進めるため、船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会（以下「準備会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 準備会は、次に掲げる事項を検討、調整する。

- (1) 船橋市立金杉台中学校・御滝中学校統合準備会庁内会議設置要綱第2条第1号に掲げる事項のうち、当該庁内会議から要請がある事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、目的の達成のために必要な事項

(組織)

第3条 準備会は、次に掲げる者を会員として組織する。

- (1) 金杉台中学校、御滝中学校及び金杉台小学校の校長及び教務主任
- (2) 金杉台中学校、御滝中学校及び金杉台小学校の保護者代表者各2人
- (3) 教育委員会の事務局及び教育機関に置かれる職員で、別表に定める者

2 準備会に会長及び副会長を置く。

3 会長は、会員の互選により定める。

4 会長は、準備会を総括し、これを代表する。

5 副会長は、会長が指名する。

6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

7 会員が人事異動その他の事由によりその職を離れた場合は、後任の者をもって充てる。

(任期)

第4条 準備会は、所期の目的を達成したとき、又は教育長が指示したときは、解散する。

(準備会の開催等)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、準備会を開催し、議事を整理する。

2 会長は、議題に応じて、第3条第1項第3号に掲げる者のうち出席する者を指定することができる。

- 3 会長は、会員以外の関係者の出席及び意見を求めることができる。
- 4 会員は、準備会に出席できない場合、代理の者を出席させることができる。
- 5 会長は、第2条に掲げる事項のうち必要な事項について、関係する会員間での検討、調整を求めることができる。
- 6 会員は、必要に応じて、会員が指揮監督する職員に、第2条に掲げる事項の検討、調整を行わせることができる。
- 7 第3条第1項第2号に掲げる会員は、必要に応じて、会員が属するPTAにおいて、第2条に掲げる事項の検討、調整を行い、その結果を報告するものとする。

(庶務)

第6条 準備会の庶務は、教育総務課において処理する。

(災害補償)

第7条 第3条第1項第2号に掲げる会員の準備会出席に係る事故については、市が加入する船橋市市民活動総合補償制度を適用する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別 表

教育総務課長
施設課長
学務課長
指導課長
保健体育課長
総合教育センター所長
総合教育センター教育支援室長

役職		人数	肩書	氏名
金杉台中学校	学校	2人	金杉台中学校 校長	芦田 正博
			金杉台中学校 教務主任	吉川 道雄
	PTA	2人	金杉台中学校 PTA	
			金杉台中学校 PTA	
御滝中学校	学校	2人	御滝中学校 校長	河上 俊和
			御滝中学校 教務主任	谷田部 健一
	PTA	2人	御滝中学校 PTA	
			御滝中学校 PTA	
金杉台小学校	学校	2人	金杉台小学校 校長	秋元 陽介
			金杉台小学校 教務主任	角谷 政昭
	PTA	2人	金杉台小学校 PTA	
			金杉台小学校 PTA	
教育委員会		7人	教育委員会 管理部 教育総務課長	齋藤 太郎
			教育委員会 管理部 施設課長	安藤 明宏
			教育委員会 学校教育部 学務課長	日高 祐一郎
			教育委員会 学校教育部 指導課長	大野 等
			教育委員会 学校教育部 保健体育課長	八重樫 勝伸
			教育委員会 総合教育センター 所長	小林 英俊
			教育委員会 総合教育センター 教育支援室長	兼坂 尚貴





## 統合準備会の検討事項について

### 1. 基本的事項の確認

- (1)統合後の通学区域は、金杉台中学校の通学区域は御滝中学校に変更する
- (2)統合校の校名は御滝中学校とし、制服等に変更しない
- (3)統合準備会の広報等は事務局(教育総務課)が作成・実施する

### 2. 検討事項

教育委員会の案について統合準備会で検討する

統合準備会での検討内容を踏まえ、教育委員会で決定する

#### ①令和3年度、4年度に入学する中学校について

- (1)現在の通学区域制度のまま、令和5年4月に金杉台中学校の生徒は一斉に転校とする  
金杉台中学校の指定学区は、金杉台中学校に入学  
選択地域は、金杉台中学校を選択可能  
ただし、金杉台中学校の指定学区は、通学指定校変更制度の申請理由に  
「統合時に転校することを望まない」を加える
- (2)現在よりも金杉台中学校の生徒数が減少することも予想されるが、統合まで受け入れる

#### ②制服や学用品等の取扱い

(制服、体操服、カバン、外履き、上履き、学用品ほか)

- (1)統合にともなう御滝中学校に転校後も金杉台中学校の制服等の使用を認める
- (2)令和3年度、4年度の金杉台中学校入学者は御滝中学校の制服等の使用を認める
- (3)制服等のリサイクル、制服バンクの実施を検討する

### 3. 各学校、学校間での検討事項

各学校、学校間での検討結果を統合準備会で共有する

#### ①教育課程(学校行事・校外学習など)

- (1)令和3年度以降の教科の年間指導計画を調整し、副教材を共通化する
- (2)統合後に向けて教育課程を学校間で調整する
- (3)統合前から学校行事等を調整し生徒の交流事業を検討する

#### ②部活動

- (1)統合後に引き続き部活動が続けられるよう検討する
- (2)統合前から合同実施可能な部活動の調整をする
- (3)統合後に両校の施設を使う際の課題整理をする
- (4)部活動指導員の活用を検討する

#### ③その他諸課題

- (1)PTA組織の統合は両校のPTA間で調整する
- (2)保護者が負担する学校費等の統合は学校間で調整する
- (3)統合後の学校評議員は学校間で調整する

## 1 統合までの間(令和3、4年)に入学する中学校について

令和3年4月、令和4年4月に入学する児童のうち、金杉台中学校の指定学区※に居住している児童については、金杉台中学校に入学し、令和5年4月の統合時に御滝中学校に転校していただくことを原則とする。

ただし、以下の①～③に該当する場合、通学指定校変更を申請することにより御滝中学校に指定校変更することができる。

- ① 入学時に御滝中学校2、3年生に兄・姉が在籍している
- ② 金杉台中学校に希望する部活動がない
- ③ 統合時に転校することを望まない（入学時から御滝中学校を希望する）

※船橋市立学校の通学指定校変更の取扱いに関する基準 別表1.(3)に該当

金杉台中学校を選択できる選択地域※に居住し、金杉台中学校を希望する児童は、金杉台中学校に入学し、令和5年4月の統合時に御滝中学校に転校していただくことを原則とする。

## 2 統合までの間(令和3、4年)に入学する児童の制服・学用品等について

令和3年4月、令和4年4月に入学する児童のうち、金杉台中学校に入学する児童については、金杉台中学校の制服、御滝中学校の制服、どちらを着用してもよいものとする。

また、令和5年4月の統合後も、卒業まで金杉台中学校の制服を着用できるものとし、また、希望する生徒には制服バンクやリサイクルを利用して御滝中学校の制服も着用できるよう、今後、準備を進める。

なお、制服以外の学用品等についても、保護者に転校による金銭的負担が生じないように両校で調整する。

## 3 統合に向けた生徒の交流について

統合に向けて、両校の教育課程や学校行事等を調整し、生徒たちの交流事業を計画する。また両校で類似する部活動がある場合は、合同練習などの交流を行うことを検討する。

## 統合までの間の入学等対応策案 フローチャート

